

期日前投票立会人の募集に関する遵守事項等

佐久穂町選挙管理委員会委員長

【遵守事項】

- ・投票に関する秘密はもとより、立会中に知り得た秘密を他人に漏らす行為はできません。
- ・立会人は、原則として期日前投票所から離れることはできません。(お手洗いは可能)
- ・食事は投票管理者の指定する場所でとっていただきます。
- ・立会人が2人同時に席を離れることはできません。
- ・投票所内では、私語を謹んで下さい。
- ・著しく華美な服装や過度にカジュアルな服装は避けて下さい。
- ・特定の候補者の選挙運動に積極的に携わっている方や、候補者の親族は応募をご遠慮下さい。

【立会当日に都合が悪くなった場合】

- ・投票立会人として正式に選任され、日時・場所を指定された場合には、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、立会人を辞職することはできません。(公職選挙法第38条第5項)

立会人がいないと、投票を開始することができず、選挙の公正な執行に支障をきたすためです。

- ・万が一、やむを得ない理由に該当し、立会ができなくなった際には、速やかに選挙管理委員会にご連絡ください。

【募集期間】

- ・登録の受付は随時行っております。興味・関心のある方はご連絡ください。